

答申第 253 号

情公第 3185 号
令和 8 年 3 月 31 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 高橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 2 月 27 日付けで諮問された特定事案に係る調査資料一部不開示の件（諮問第 269 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人に対して行った令和6年11月25日付け保有個人情報一部開示決定において不開示とした情報のうち、別表2の「開示すべき情報」欄に掲げる情報を開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年10月9日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「私が特定年月日に行った障害者虐待防止法に基づく届出に関して、総務局が保有している障害福祉課の『事務懈怠』及び『事務再開に向けた話し合い』の中で確認された不祥事に係る調査資料一式」（以下「本件保有個人情報」という。）について、自己を本人とする保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年10月15日付けで、法第83条第2項の規定に基づいて開示決定等の期間を延長した上で、同年11月25日付けで、別表1の「処分内容」欄に掲げるとおり、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年1月20日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、別表1の文書1から22まで、26、30、31、33及び34の「処分内容」欄に掲げる処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：総務局総務室）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 人事考査において調査対象となっている公務員の個人識別情報ないし調査対象となっている非違行為等に係る公務員個人の権利利益を害するおそれの

ある情報（文書1～14、16～20、22、30及び31）

ア 法第78条第1項第2号本文該当性について

氏名等特定の個人を識別できる情報は、法第78条第1項第2号本文に該当するが、所属名、職名、担当業務、調査対象の非違行為にどのように関与したか等の情報についても、本件事案に関して既に公表されている情報ないし審査請求人に対して開示されている情報と照合することにより、容易に特定の公務員個人を識別することが可能であると認められることから、同号本文前段に該当するものと判断した。

また、仮に、公務員個人の識別に至らないとしても、非違行為の関係職員として人事考査上の調査を受けている事実や、その理由等の情報は、個人の資質、名誉に係る当該個人固有の情報というべきであり、当該公務員としては、これらを他人に知られたくないと望むことが想定される。

よって、公務員個人の識別には至らない情報については、個々の職員の権利利益を害するおそれのある情報に該当するため、同号本文後段により不開示とした。

イ 法第78条第1項第2号ただし書に該当しないことについて

(ア) 同号ただし書イ該当性について

仮に考査結果を踏まえて地方公務員法上に定める懲戒処分が行われた場合であっても、その調査に係る資料は公表しておらず、検討中の職員の処分に係る具体的な調査状況等についても公表していないことから、法令上又は慣行として開示されている情報には該当しない。

また、審査請求人にとって既知の情報である、または既に公表等されている事項であっても、当該情報が人事考査に関する行政文書に記載されていることや、その記載内容が明らかになると、当該公務員が懲戒処分を受けることになるのではないか等の憶測を招くおそれがある。そのため、仮にそれ自体が審査請求人にとって既知の情報であったとしても、人事考査に係る調査資料として改めて開示することで、調査対象となっている公務員個人の権利利益を害するおそれがあるから、法第78条第1項第2号ただし書イには該当しない。

(イ) 同号ただし書ハ該当性について

情報公開請求に関する事例であるが、最高二小判平成15年11月21日において、地方公共団体の公務員の職務遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、個人に関する情報には当たらないとした上で、職員が懲戒処分を受けたことに関する情報は、職務遂行等に関して非違行為があったことを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、私事に関する情報の面を含むということが出来るから、停職に関する情報を個人情報に該当するとして非公開としたことは相当との判断が示されている。

本件保有個人情報については、職員が懲戒処分を受けたことに関する情報ではないものの、不開示部分には調査中の特定の公務員の非違行為に係る情報が記載されている。当該情報は、個人の素質、名誉等に係る当該公務員固有の情報というべきであり、本人がこれを他人に知られたくないと望むことが想定される情報といえるから、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させるおそれのある性質を有するものと認められる。

よって、標記情報は、公務員の私事に関する情報を含むものであるから、法第78条第1項第2号ただし書ハには該当しない。

ウ 部分開示の可否について

個人識別情報を除いても、文書の性質上、職員の非違行為に係る情報が広範に含まれており、当該公務員個人の権利利益が害されるおそれが認められ、当該部分をさらに区分して除くことが困難であることから、新たに部分開示する余地はない。

(2) 調査対象となっている公務員から個別に聴取及び確認を行った情報（文書4～14）

不開示部分には、調査対象となっている公務員及び調査項目、事情聴取等を行って聴取、確認した内容が具体的かつ詳細に記録されており、これを開示すると当該公務員個人が特定されるおそれが認められる上、開示により個人が特定されることとなると、今後同種の調査において、調査対象者が批判や非難等を受けることを恐れて、調査への協力を拒んだり、事実や自身の認

識について話すことを躊躇したりするおそれがある。

すなわち、当該不開示部分を開示することにより、今後同種の任意調査に対して必要な協力を得られなくなることや、調査対象者が率直な口述をしない又は事実を明らかにしないこと等により、正確な事実関係の把握が困難になる等の事態を招き、人事考査事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法第78条第1項第7号へに該当する。

なお、事情聴取結果概要には、非違行為に係る認否や当時の心境等の情報も含まれており、個人の権利利益を害するおそれがある情報や調査対象者たる職員が識別される情報に該当し、同項第2号にも該当する。

- (3) 人事考査の検討段階における非違行為等に係る事実認定の状況、職員の懲戒処分等の適否、軽重に係る意見や評価に係る情報（文書1、12～19、22及び31）

不開示部分には、人事考査の検討段階における、本件事案に係る事実認定の状況、職員に対する懲戒処分等の案、処分内容に係る意見及び評価等ないしそれらが推測可能な情報が含まれている。標記情報は、人事考査事務における事実認定の手法、懲戒処分等の適否や量定を審査する際の基準になる情報であるといえ、こうした詳細な審査情報や審査の基準に係る情報を公にすると、非違行為に対する評価の程度や判断の状況など、人事上の身分取扱いの具体的な実態が明らかになり、今後の懲戒処分等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが認められることから、法第78条第1項第7号へに該当する。

- (4) 福祉子どもみらい局における本件事案への今後の対応案に係る情報（文書2、19～21、26及び34）

審査諸求人は、実施機関に対し、本件事案等に係る損害賠償を求めており、示談に向けた交渉中であるため、実施機関における当該事案への今後の対応案に係る情報については、示談交渉の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものとして、法第78条第1項第7号ニに該当する。

- (5) 事故報告所属である障害福祉課と国の機関との間での協議に係る情報（文書17及び18）

福祉子どもみらい局から提出を受けた資料のうち、厚生労働省社会・援護局又は神奈川県労働局と障害福祉課との間で行われた、本件事案に係る具体的なやり取りが記録された部分については、国の機関及び地方公共団体間における相互間における協議に関する情報で、開示により率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとして、法第78条第1項第6号に該当する。

(6) 調査対象となっている公務員が国の機関によるヒアリングを受けた際の質疑等に係る情報（文書30）

文書30は、審査請求人が横浜地方法務局に対して行った人権救済の申立てに係る調査手続において、神奈川県職員へのヒアリングが実施され、その概要を被聴取者から聞き取って福祉子どもみらい局が作成した資料である。ヒアリングは人権侵害に係る事実確認等を含むものであり、開示することにより、今後同種の調査において、被聴取者が批判や非難等を受けることを恐れて、調査への協力を拒んだり、事実や自身の認識について話すことを躊躇したりするおそれがある。

以上のことから、標記情報は、開示することにより、今後同種の任意調査に必要な協力を得られなくなることや、被聴取者が率直な口述をしない又は事実を明らかにしないこと等により、正確な事実関係の把握が困難になる等、横浜地方法務局における人権侵害事件の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、法第78条第1項第7号柱書に該当する。

(7) 人事考査事務を担当する公務員の印影（文書1、12、16及び31）

職員の印影については、特定の個人を識別できる情報であって、職員個人の印影を開示する慣行等はないため、法第78条第1項第2号ただし書イ及びハに該当しない。

(8) ファイル等のパスワードに係る情報（文書19）

実施機関職員の間で人事考査に係る電子ファイルのやり取りをする際に、当該ファイルに付与したパスワードに係る情報であり、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、法第78条第1項第7号柱書に該当する。

(9) 公務員個人に割り振られた業務用メールアドレス（文書18及び45）

個人メールアドレスは、各人の担当事務遂行のため割り振られたものであ

り、一般的には公表しておらず、開示によりいたずらや偽計等に使用されることで、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号柱書に該当する。

(10) 公務員の心情、健康状態に係る情報（文書2、19、21及び33）

不開示部分には、本件事案に係る関係職員の見解や心情、健康状態等の情報が含まれており、特に懲戒処分の調査に係る資料中の記載であることを踏まえると、標記情報は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関するものに該当するものと認められ、これを開示することで個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第2号に該当する。

(11) 県からの委託を受けた事業者の担当者氏名（文書18）

県から業務委託を受けた法人の職員の氏名に係る情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法第78条第1項第2号に該当する。

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件保有個人情報記録されている行政文書として、別表1に掲げる文書1から47までの各行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、そのうち、別表2の「不開示情報」欄に掲げる情報（以下「本件不開示情報」という。）について、法第78条第1項第2号、第6号、第7号柱書、同号ニ及びへに規定する情報に該当するとして、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示情報のうち、文書1から22まで、26、30、31、33及び34に含まれる不開示情報の開示を求めているため、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(1) 法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした情報について

ア 別表2に掲げる項番1-1、12-1、16-1及び31-1

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案に係る文書を供覧する際に実施機関職員が当該文書を確認したことを示す印影であると認められるところ、当該印影が法第78条第1項第2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別する

ことができる情報であることは明らかである。

もっとも、当該印影は、実施機関職員の氏名を表した印影であるところ、実施機関職員の氏名は、一般に公表されている職員一覧等に掲載されている情報であるため、慣行として開示請求者が知ることができる情報として、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する情報に該当する。

したがって、実施機関は標記情報を開示すべきである。

イ 別表2に掲げる項番1-3、2-1及び31-3

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案に係る職員（以下「本件関係職員」という。）の氏名、職及びその他基礎情報が一体となって記録されたものと認められることから、法第78条第1項第2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当する。

もっとも、標記情報のうち、本件関係職員の氏名、職及び所属は、本件対象文書において既に請求者に開示されている部分と同旨の情報又は当該部分から請求者が容易に推測できる情報であると認められることから、法第78条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当し、また、その他基礎情報のうち担当職務については、同号ただし書ハに規定する公務員等の職務の遂行に係る情報であると認められる。

一方、その余の情報については、法第78条第1項第2号ただし書イからハまでに規定するいずれの情報にも該当しない。

以上より、実施機関は標記情報のうち、別表2の標記項番の「開示すべき情報」欄に掲げる情報を開示すべきであるが、その余の情報を不開示としたことは妥当である。

ウ 別表2に掲げる項番2-2、2-3及び3

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件関係職員の事務対応等の内容がその氏名とともに一体となって記録されたものであって、人事考査につながる情報であることが認められるため、これを開示すれば、本件関係職員の権利利益を害するおそれがあることは否定できないことから、法第78条第1項第2号本文に規定する情報に該当する。

また、標記情報は、本件関係職員個人に対する人事考査に係る情報である以上、法第78条第1項第2号ただし書ハに規定する公務員の職務遂行情報にとどまるものとは認められず、また、同号ただし書イ及びロに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が標記情報を不開示としたことは妥当である。

エ 別表2に掲げる項番2-5及び33

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案等に対する所属長の見解が示されたものと認められ、実施機関はこれを開示することで当該所属長個人の権利利益を侵害するおそれがあることを理由に法第78条第1項第2号の規定に基づき不開示としている。しかし、標記情報は、所属長としての職務において通常想定される一般的な見解又は客観的事実に係る記載にすぎないものと解され、これを開示しても、当該所属長の権利利益を害するおそれがあるとは認め難い。

したがって、実施機関は標記情報を開示すべきである。

オ 別表2に掲げる項番2-6及び20-2

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件関係職員に対する人事考査上の評価や事実認定に係る記載であると認められ、これを開示すれば、本件関係職員の権利利益を害するおそれがあることは否定できないことから、法第78条第1項第2号本文に規定する情報に該当する。

また、標記情報は、本件関係職員個人に対する人事考査に係る情報である以上、法第78条第1項第2号ただし書ハに規定する公務員の職務遂行情報にとどまるものとは認められず、また、同号ただし書イ及びロに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が標記情報を不開示としたことは妥当である。

カ 別表2に掲げる項番2-8及び21-3

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案等に関して実施機関職員が送受信したメールの一部であって、人事考査につながる情報であることが認められるため、これを開示すれば、本件関係職員の権利利益を害するおそれがあることは否定できないことから、法第78条第1項第2号本文に規定する情報に該当する。

また、標記情報は、本件関係職員個人に対する人事考査に係る情報である以上、法第78条第1項第2号ただし書ハに規定する公務員の職務遂行情報にとどまるものとは認められず、また、同号ただし書イ及びロに該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が標記情報を不開示としたことは妥当である。

キ 別表2に掲げる項番18-3及び19-1

当審査会が見分したところ、標記情報は、メールに記載された職員個人の健康状態に係る記載であると認められるところ、このような個人の健康状態に関する情報は一般に他人に知られることを忌避する情報であり、これを開示すれば、当該職員の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法第78条第1項第2号本文に規定する情報に該当する。また、同号ただし書イからハまでに規定するいずれの情報にも該当しないことは明らかである。

したがって、実施機関が標記情報を不開示としたことは妥当である。

ク 別表2に掲げる項番18-5及び18-9

当審査会が見分したところ、標記情報は、県の委託先事業者の職員の氏名であることから、法第78条第1項第2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであり、同号ただし書イからハまでに規定する例外的に開示対象となる情報に該当する事情も認められない。

したがって、実施機関が標記情報を不開示としたことは妥当である。

(2) 法第78条第1項第2号及び第7号柱書に該当するとして不開示とした情報について

当審査会が確認したところ、標記情報（別表2の項番30-1に掲げる情報）は、審査請求人が法務局に申し立てた人権相談（以下「本件人権相談」という。）に関連して、法務局が本件関係職員に対して行ったヒアリングの被聴取者の氏名等と認められる。

そこで検討すると、ヒアリングの被聴取者の氏名等を開示すれば、今後同種の調査において、関係者がありのままに事実を述べることを躊躇するようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひい

ては今後法務局が行う人権侵犯事件の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難いため、法第78条第1項第7号柱書に規定する情報に該当する。

したがって、法第78条第1項第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を同項第7号柱書に規定する情報として不開示としたことは妥当である。

(3) 法第78条第1項第2号及び第7号へに該当するとして不開示とした情報について

実施機関は、次に掲げるアからカまでの情報について、検討中の考査事案において調査対象とされている職員が推知され、当該職員の権利利益を害するおそれがあるとして法第78条第1項第2号に該当することを理由に不開示とするとともに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、同項第7号へに該当することを理由に不開示としているため、以下、各号該当性について検討する。

ア 別表2に掲げる項番4-1、5-1、6-1、7-1、8-1、9-1、10-1、10-2、11-1、13-2及び14-2

当審査会が見分したところ、標記情報は、事情聴取資料等に記載された本件関係職員の氏名、職及び所属等であると認められる。

そこで検討すると、事情聴取の被聴取者の氏名等を開示すれば、今後、実施機関で事故が発生した場合に、被聴取者が率直な供述を避けることで供述が得られにくくなり、事故に関する正確な情報の収集や事実認定が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることが否定し難いことから、法第78条第1項第7号へに規定する情報に該当する。

したがって、法第78条第1項第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を同項第7号へに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

イ 別表2に掲げる項番4-2、5-2、5-3、6-2、7-2、7-3、8-2、9-2、10-3、11-2、12-4、13-1及び14-1

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件関係職員に対する事情聴

取の内容等であって、本件事案の内容、経緯及び事実関係に対する被聴取者の認識等を把握するために聴取した内容を詳細に記録したものであると認められる。

この点、標記情報のうち、別表2の項番5-3、7-3及び10-3の「開示すべき情報」欄に掲げる情報については、本件事案に係る事情聴取において想定される一般的な質問項目が記載された見出しの一部であると認められ、これらを開示しても、調査対象とされている職員が推知される等の事態は想定し難く、また、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認め難いことから、法第78条第1項第7号へに規定する情報に該当せず、また個人に関する情報とも認められない以上、同項第2号本文にも該当しない。

一方、その余の情報については、これらを開示すれば、今後、実施機関で事故が発生した場合に、被聴取者が率直な供述を避けることで供述が得られにくくなり、事故に関する正確な情報の収集や事実認定が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることが否定できないことから、同項第7号へに規定する情報に該当する。

したがって、実施機関は標記情報のうち、別表2の項番5-3、7-3及び10-3の「開示すべき情報」欄に掲げる情報を開示すべきであるが、その余の情報については、法第78条第1項第2号該当性を判断するまでもなく、同項第7号へに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

ウ 別表2に掲げる項番16-3

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案に係る人事考査の検討にあたって、実施機関が顧問弁護士に対して行った法律相談に係る資料の一部であるところ、当該部分には人事考査上の検討段階にある情報が記載されていることが認められ、これを開示すれば、人事考査事務の手法や、懲戒処分等を審査する基準等が明らかになり、今後の懲戒処分等の人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、法第78条第1項第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を同項第7号へに規定する情報として不開示としたことは

妥当である。

エ 別表 2 に掲げる項番16－4

当審査会が見分したところ、標記情報は本件事案と類似した過去の事務懈怠事案の概要と、関係職員に対する処分内容が記載されていることが認められ、これを開示すれば、人事考査事務の手法や、懲戒処分等を審査する基準等が明らかになり、今後の懲戒処分等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、法第78条第1項第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を同項第7号へに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

オ 別表 2 に掲げる項番17－1、19－6 及び22

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件関係職員に対して書面やメールで行われた本件事案に関する質問とその回答であって、本件事案の内容、経緯及び事実関係等を把握するために確認した内容が詳細に記録されたものであると認められる。

かかる情報を開示すれば、今後実施機関で事故が発生した場合に、被聴取者の率直な回答を得られにくくなり、事故に関する正確な情報の収集や事実認定が困難となるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、法第78条第1項第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が標記情報を同項第7号へに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

カ 別表 2 に掲げる項番18－1

当審査会が見分したところ、標記情報は、実施機関の人事考査担当部局（総務局）が本件事案発生部局（福祉子どもみらい局）に確認した内容の一部であり、当該部分には人事考査上の検討段階にある情報が記載されていることが認められる。かかる情報を開示すれば、人事考査事務の手法や、懲戒処分等を審査する基準等が明らかになり、今後の懲戒処分等の人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、法第78条第1項第2号該当性を判断するまでもなく、実施機

関が標記情報を同項第7号へに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

(4) 法第78条第1項第6号に該当するとして不開示とした情報について

当審査会が見分したところ、標記情報（別表2の項番17-2、18-6、18-7及び18-8に掲げる情報）は、本件事案に関する国の機関と実施機関との間で行われた電話又は対面での打合せ内容が記録されたものと認められる。

実施機関は標記情報について、国の機関と県の相互間における協議に関する情報であり、開示により率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとして、不開示としている。

そこで検討すると、標記情報は、本件事案に関する国の機関及び県の相互間の率直な意見交換の内容が詳細に記録されているため、これを開示すれば、今後の類似事案に関して実施機関との間で行われる打合せ等において、忌憚なく協議することが困難になるなど、率直な意見交換に不当な影響を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、実施機関が標記情報を法第78条第1項第6号に規定する情報として不開示としたことは妥当である。

(5) 法第78条第1項第7号柱書に該当するとして不開示とした情報について

ア 別表2に掲げる項番18-2

当審査会が見分したところ、標記情報は、実施機関の職員個人に付与されている業務用メールアドレスであると認められる。そして、職員個人に付与された業務用メールアドレスは一般には公表されていないことから、かかる情報を開示すれば、業務上想定されないメール等が送信されることにより、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、実施機関が標記情報を法第78条第1項第7号柱書に規定する情報として不開示としたことは妥当である。

イ 別表2に掲げる項番18-4及び19-4

当審査会が見分したところ、標記情報は、実施機関が行政文書を保管している電子サーバ上のアドレス及び電子ファイルに設定されたパスワードであると認められるところ、かかる情報を開示すれば、情報セキュリティ上の

問題が生じ、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、実施機関は標記情報を法第78条第1項第7号柱書に規定する情報として不開示としたことは妥当である。

ウ 別表2に掲げる項番30-2

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件人権相談に関連して、法務局が本件関係職員に対して行ったヒアリングの内容であり、当該ヒアリングにおいては本件事案に係る率直な質疑が行われていることが認められる。そのため、かかる情報を開示すれば、今後同種の調査において、関係者がありのままに事実を述べることを躊躇するようになるだけでなく、調査そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては今後の人権侵犯事件の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、実施機関が標記情報を法第78条第1項第7号柱書に規定する情報として不開示としたことは妥当である。

(6) 法第78条第1項第7号ニに該当するとして不開示とした情報について

実施機関は、次のア及びイに掲げる情報について、開示請求者との和解に向けた交渉において当事者たる地位を不当に害するおそれがあるとして、法第78条第1項第7号ニに該当することを理由に不開示としているため、以下、同号ニ該当性について検討する。

ア 別表2に掲げる項番2-4、2-7、19-3、20-1、21-1、21-2及び26

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案に係る弁護士相談の内容や当該相談結果を踏まえた審査請求人との交渉方針が記録されたものと認められ、かかる情報を開示すれば、開示請求者との和解に向けた交渉での当事者たる地位が害されるおそれがあるという実施機関の説明は否定し難い。

したがって、実施機関が標記情報を法第78条第1項第7号ニに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

イ 別表2に掲げる項番34

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案に係る今後の対応につ

いての記載であり、このうち審査請求人との具体的な交渉方針が記載されている部分については、上記アと同様に、法第78条第1項第7号ニに規定する情報に該当する。

一方、その余の部分については、本件事案の対応として当然に想定される一般的な対応方針が記載されているにすぎないと認められるため、これを開示しても、実施機関の交渉における当事者たる地位を不当に害するおそれがあるとは認められず、法第78条第1項第7号ニに規定する情報に該当しない。

したがって、実施機関は標記情報のうち、別表2の標記項番の「開示すべき情報」欄に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分法第78条第1項第7号ニに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

(7) 法第78条第1項第7号へに該当するとして不開示とした部分について

実施機関は、次のアからエまでに掲げる情報について、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、法第78条第1項第7号へに該当することを理由に不開示としているため、以下、同号へ該当性について検討する。

ア 別表2に掲げる項番1-2及び31-2

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案発生部局（福祉子どもみらい局）から人事考査担当部局（総務局）に提出された事故報告書に記載された特記事項等であり、報告された案件への同局の取扱い方針が示されたものと認められる。かかる情報を開示すれば、職員の非違行為に対する評価の程度など、人事考査の具体的な実態が明らかとなり、今後の懲戒処分等の人事管理事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、実施機関が標記情報を法第78条第1項第7号へに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

イ 別表2に掲げる項番12-2、12-3、16-2及び19-5

当審査会が見分したところ、標記情報は、本件事案に係る人事考査の検討にあたって、実施機関が顧問弁護士に対して行った法律相談に係る資料の一部であり、本件事案に係る懲戒処分等の検討内容が詳細に記載されていることが認められる。かかる情報を開示すれば、人事考査事務の手法や、懲

戒処分等を審査する基準等が明らかになり、今後の懲戒処分等の人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、実施機関が標記情報を法第78条第1項第7号へに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

ウ 別表2に掲げる項番15及び19-2

当審査会が見分したところ、標記情報は、事故報告書の内容に係る確認事項とその回答であり、本件事案に係る事実認定等に関わる確認事項の詳細な内容が記載されていることが認められる。かかる情報を開示すれば、人事考査事務の手法や、懲戒処分等を審査する基準等が明らかになり、今後の懲戒処分等の人事管理に係る事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定し難い。

したがって、実施機関が標記情報を法第78条第1項第7号へに規定する情報として不開示としたことは妥当である。

(8) 結論

よって、実施機関は、別表2の「開示すべき情報」欄に掲げる情報を開示すべきであるが、その余の情報を不開示としたことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

文書	保有個人情報記録されている行政文書	処分内容
1	事故報告（速報）（特定年月日收受）	一部開示
2	特定年月日付事故の発生について（報告）一式（差替え版）（特定年月日收受）	一部開示
3	事故報告書に関する確認事項回答資料一式（特定年月日收受）	一部開示
4	特定年月日付け障害者虐待届出に係る事務処理懈怠事案に係る事情聴取結果概要（職員A）	一部開示
5	特定年月日付け障害者虐待届出に係る事務処理懈怠事案に係る事情聴取結果概要（職員B）	一部開示
6	特定年月日付け障害者虐待届出に係る事務処理懈怠事案に係る事情聴取結果概要	一部開示
7	特定年月日付け障害者虐待届出に係る事務処理懈怠事案に係る事情聴取結果概要	一部開示
8	特定年月日付け障害者虐待届出に係る事務処理懈怠事案に係る事情聴取結果概要	一部開示
9	特定年月日付け障害者虐待届出に係る事務処理懈怠事案に係る事情聴取結果概要	一部開示
10	特定年月日付け障害者虐待届出に係る事務処理懈怠事案に係る事情聴取結果概要	一部開示
11	特定年月日付け障害者虐待届出に係る事務処理懈怠事案に係る事情聴取結果概要	一部開示
12	特定年月日付法律相談資料一式	一部開示
13	特定年月日付補充調査回答（職員甲）	一部開示
14	特定年月日付補充調査回答（職員乙）	一部開示
15	事故報告書に関する確認事項回答（特定年月日收受）	一部開示
16	特定年月日付法律相談資料一式	一部開示
17	事故報告書に関する確認事項回答資料一式（特定年月日收受）	一部開示
18	福祉子どもみらい局から提供を受けた関係資料一式（特定年月日收受）	一部開示

文書	保有個人情報記録されている行政文書	処分内容
19	特定年月日付福祉子どもみらい局総務室から受信した庁内メール及びその添付資料	一部開示
20	特定年月日付知事報告資料（同日收受）	一部開示
21	特定年月日付け福祉子どもみらい局における法律相談資料一式（特定年月日收受）	一部開示
22	特定年月日付福祉子どもみらい局総務室から受信した庁内メール	一部開示
23	福祉子どもみらい局総務室が開示請求者から特定年月日に受信したメール（同日收受）	開示
24	福祉子どもみらい局総務室が開示請求者から特定年月日に受信したメール（特定年月日收受）	開示
25	特定年月日付知事室お問合せフォーム（特定年月日收受）	開示
26	特定年月日付福祉子どもみらい局における副知事報告資料（同日收受）	一部開示
27	福祉子どもみらい局作成資料「事務処理手順の確認」（特定年月日收受）	開示
28	福祉子どもみらい局が開示請求者から特定年月日に受信したメール（同日收受）	開示
29	特定年月日付け記者発表資料	開示
30	法務局特定支局からのヒアリング結果概要一式（特定年月日收受）	一部開示
31	特定年月日付事故報告（速報）	一部開示
32	特定年月日付事故報告（速報）に係る追加確認回答（特定年月日收受）	開示
33	特定年月日付事故の発生について（報告）一式	一部開示
34	特定年月日実施の開示請求者及び福祉子どもみらい局の面会記録概要（特定年月日收受）	一部開示
35	特定年月日付け開示請求者及び福祉子どもみらい局の面会記録概要（特定年月日收受）	開示
36	特定年月日付け開示請求者及び福祉子どもみらい局の面会記録概要（特定年月日收受）	開示
37	特定年月日付け開示請求者及び福祉子どもみらい局の面会記録概要（特定年月日收受）	開示

文書	保有個人情報が記録されている行政文書	処分内容
38	特定年月日に福祉子どもみらい局総務室が届出者から受領した資料（特定年月日收受）	開示
39	特定年月日付け開示請求者及び福祉子どもみらい局の面会記録（特定年月日收受）	開示
40	特定年月日面会時に福祉子どもみらい局から開示請求者に提供した資料（特定年月日收受）	開示
41	特定年月日に福祉子どもみらい局総務室が開示請求者から受領した資料（特定年月日收受）	開示
42	特定年月日面会時に福祉子どもみらい局が開示請求者から受領した資料（特定年月日收受）	開示
43	特定年月日の開示請求者との面会用福祉子どもみらい局作成資料（特定年月日收受）	開示
44	特定年月日の開示請求者との面会用福祉子どもみらい局作成資料（特定年月日收受）	開示
45	特定年月日に福祉子どもみらい局が開示請求者に開示した文書一式（特定年月日收受）	一部開示
46	特定年月日付障福第 1431 号保有個人情報一部開示決定通知書に係る原局にて黒塗り処理済みの資料一式（特定年月日收受）	開示
47	特定年月日付障福第 1433 号行政文書一部公開決定通知書に係る原局にて黒塗り処理済みの資料一式（特定年月日收受）	開示

別表 2

文書	項番	不開示情報	不開示理由	開示すべき情報
1	1-1	「総務局総務室室長代理」「室員」欄	法第 78 条第 1 項 第 2 号	すべて
	1-2	「特記事項等」欄の一部	法第 78 条第 1 項 第 7 号へ	—
	1-3	「事故当事者」欄の一部	法第 78 条第 1 項 第 2 号	手書きの情報を除く部分
2	2-1	「職員に関する事項」の一部	法第 78 条第 1 項 第 2 号	性別、生年月日及び職員番号を除く部分
	2-2	「災害・事故発生の経過及び状況」欄の一部	法第 78 条第 1 項 第 2 号	—
	2-3	「災害・事故発生の原因」欄	法第 78 条第 1 項 第 2 号	—
	2-4	「所属の措置」欄の一部	法第 78 条第 1 項 第 7 号ニ	—
	2-5	「所属長の意見」欄	法第 78 条第 1 項 第 2 号	すべて
	2-6	資料②「3 経過」の一部	法第 78 条第 1 項 第 2 号	—
	2-7	資料②の 3 ページ目の一部	法第 78 条第 1 項 第 7 号ニ	—
	2-8	資料③の一部	法第 78 条第 1 項 第 2 号	—
3		質問事項及び回答事項の一部	法第 78 条第 1 項 第 2 号	—
4	4-1	「被聴取者」欄	法第 78 条第 1 項 第 2 号及び第 7 号へ	—
	4-2	質問事項及び回答事項	法第 78 条第 1 項	—

文書	項番	不開示情報	不開示理由	開示すべき情報
			第2号及び第7号へ	
5	5-1	「被聴取者」欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	5-2	「聴取の概要」欄の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	5-3	質問事項及び回答事項	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	「5 聴取の概要」中、 2つ目の見出し部分
6	6-1	「被聴取者」欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	6-2	質問事項及び回答事項	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
7	7-1	「被聴取者」欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	7-2	「聴取の概要」欄の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	7-3	質問事項及び回答事項	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	「5 聴取の概要」中、 2つ目の見出し部分
8	8-1	「被聴取者」欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	8-2	質問事項及び回答事項	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
9	9-1	「被聴取者」欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	9-2	質問事項及び回答事項	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
10	10-1	「聴取場所」欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	10-2	「被聴取者」欄	法第78条第1項	—

文書	項番	不開示情報	不開示理由	開示すべき情報
			第2号及び第7号へ	
	10-3	質問事項及び回答事項	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	「5 聴取の概要」中、 4つ目の見出し部分
11	11-1	「被聴取者」欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	11-2	質問事項及び回答事項	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
12	12-1	法律相談結果概要の「室 長代理」「室員」「主 任」欄	法第78条第1項 第2号	すべて
	12-2	法律相談結果概要の「5 概要」欄の一部	法第78条第1項 第7号へ	—
	12-3	相談資料の「1 概要」 及び「2 相談事項」の 一部	法第78条第1項 第7号へ	—
	12-4	障害福祉課事案供述対 比表の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
13	13-1	「質問項目」及び「回答 票」の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	13-2	「所属」「職」「氏名」 欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
14	14-1	「質問項目」及び「回答 票」の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	14-2	「所属」「職」「氏名」 欄	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
15		質問事項及び回答事項の 一部	法第78条第1項 第7号へ	—
16	16-1	法律相談結果概要の「室	法第78条第1項	すべて

文書	項番	不開示情報	不開示理由	開示すべき情報
		長代理」「室員」「主任」欄	第2号	
	16-2	法律相談結果概要の「5概要」欄の一部	法第78条第1項 第7号へ	—
	16-3	相談資料別添資料の「2～4」の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	16-4	別表（類似事案・事務懈怠）の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
17	17-1	質問事項及び回答事項の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	17-2	別添資料3	法第78条第1項 第6号	—
18	18-1	提供資料一覧のうち、③の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
	18-2	「特定年月日送信メール【照会】（神奈川県）障害者虐待における通報者（本人）からの対応状況の確認について」の一部	法第78条第1項 第7号柱書	—
	18-3	「特定年月日庁内メール【送付】審査請求人関連_確認したこと（特定年月日）」の一部	法第78条第1項 第2号	—
	18-4	「特定年月日庁内メール【送付】審査請求人関連_確認したこと（特定年月日）」の一部	法第78条第1項 第7号柱書	—
	18-5	「特定年月日庁内メール	法第78条第1項	—

文書	項番	不開示情報	不開示理由	開示すべき情報
		【送付】審査請求人関連_ 確認したこと（特定年月 日）」の一部	第2号	
	18-6	「特定年月日 神奈川労 働局訪問結果（復命）の 一部」	法第78条第1項 第6号	—
	18-7	「特定年月日 神奈川労 働局 特定職員との電話 メモ」の一部	法第78条第1項 第6号	—
	18-8	「特定年月日 神奈川労 働局企画課長の来課（応 答記録）」の一部	法第78条第1項 第6号	—
	18-9	「関係各所への確認状況 （特定月日 特定時刻時 点）」	法第78条第1項 第2号	—
19	19-1	特定年月日付福祉子ども みらい局総務室から受信 した庁内メールの一部	法第78条第1項第2 号	—
	19-2	特定年月日付福祉子ども みらい局総務室から受信 した庁内メールの一部	法第78条第1項 第7号へ	—
	19-3	特定年月日付福祉子ども みらい局総務室から受信 した庁内メールの一部	法第78条第1項 第7号ニ	—
	19-4	特定年月日付福祉子ども みらい局総務室から受信 した庁内メールの一部	法第78条第1項 第7号柱書	—
	19-5	「本件経過（時系列	法第78条第1項	—

文書	項番	不開示情報	不開示理由	開示すべき情報
		表)」	第7号へ	
	19-6	「特定年月日の『事実関係疑問点等』のコメントについて」の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
20	20-1	「今後の対応」欄の一部	法第78条第1項 第7号ニ	—
	20-2	別紙の一部	法第78条第1項 第2号	—
21	21-1	「法律相談について」の一部	法第78条第1項 第7号ニ	—
	21-2	「使用者による障害者虐待の届出に係る事務処理遅延」の一部	法第78条第1項 第7号ニ	—
	21-3	資料3の一部	法第78条第1項 第2号	—
22		庁内メール本文の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号へ	—
26		「4 今後の対応」の一部	法第78条第1項 第7号ニ	—
30	30-1	表題の一部	法第78条第1項 第2号及び第7号柱書	—
	30-2	【概要】【主な質疑】の一部	法第78条第1項 第7号柱書	—
31	31-1	「総務局総務室室長代理」「室員」欄	法第78条第1項 第2号	すべて
	31-2	「特記事項等」欄の一部	法第78条第1項 第7号へ	—
	31-3	「事故当事者」欄の一部	法第78条第1項	手書きの情報及び職員番

文書	項番	不開示情報	不開示理由	開示すべき情報
			第 2 号	号を除く部分
33		「所属長の意見」欄	法第 78 条第 1 項 第 2 号	すべて
34		「今後の対応」の一部	法第 78 条第 1 項 第 7 号ニ	不開示部分のうち、上から 1 行目及び 2 行目まで
45		資料 No. 8・10・11・ 12・13 の一部	法第 78 条第 1 項 第 7 号柱書	—

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年2月28日	○ 諮問（收受）
令和7年12月15日	○ 審議（第362回審査会）
令和7年12月17日	○ 法第106条第2項の規定により読み替えた行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき当審査会から実施機関に対して主張書面の提出を依頼
令和8年1月5日	○ 法第106条第2項の規定により読み替えた行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき実施機関から提出された主張書面を收受
令和8年1月20日	○ 審議（第363回審査会）
令和8年2月25日	○ 審議（第364回審査会）
令和8年3月12日	○ 法第106条第2項の規定により読み替えた行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき審査請求人から提出された主張書面を收受
令和8年3月16日	○ 審議（第365回審査会）

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤亮	神奈川県大学教授	会長職務代理者
金井恵里可	文教大学教授	
高橋良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中畠慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和8年3月31日現在）（五十音順）